

参議院選挙の仕組みと投票方法

・参議院議員の任期は6年で、その半数を3年ごとに改選します。
また、衆議院と違い、参議院には解散がありませんので、6年間の任期が満了するときに参議院議員選挙を実施して新たな議員を選出します。今年の7月が、その改選時期となります。

・参議院の投票は2種類

参議院選挙では「①選挙区選挙」と「②比例代表選挙」が行われますので、
有権者1人につき2回投票をします。

1枚目の投票用紙は「選挙区選挙用」居住する都道府県の選挙区の候補者名を投票します。
※選挙区ごとに、投票数の最も多い候補者から順に改選定数までの人が当選します。

2枚目の投票用紙は「比例区用」全国どこの居住でも比例の
「候補者名」または「政党名」を投票します。

※比例代表は、政党の得票総数(政党名+候補者名)に基づいて各政党の当選人数が決まります。
そして、個人名による得票数の多い候補者から順に当選人が決まります。

よって、皆さんが応援する**候補者の個人名をフルネーム**で記入しましょう。



・期日前投票に行こう。

期日前投票は、投票日に仕事などで行けない人が、投票日の前に投票できる仕組みです。
投票所が市区町村に1ヵ所以上設けられて、都合のよい日に自分の住む市区町村の投票所で投票が出来ます。もちろん事前の予約なども必要ありません。

みなさん 是非、国民の権利として選挙に参加をしましょう。